



住宅リフォーム工事を 助成します!!

助成総額 1,500 万円
申請多数の場合、金額調整

注意事項／助成決定後（令和元年 6 月下旬）に着工し、12 月末日までに完了する工事が対象です。

対象工事費用の **10%**相当（最大 10 万円分）

なお、申請合計額が助成総額 1,500 万円を上回った場合、各件の交付額を減額調整します。

掛川市内の中小建築関連事業者に発注して住宅リフォーム工事を行った場合、その費用の一部を **パートナーシップ買物券**（市内商店等約 600 店で利用可能、有効期間 6 ヶ月）で助成します。

※買物券は、助成対象工事完了報告書の審査終了後に申請者あて郵送します。発行は奇数月の月末。

- 助成対象工事 省エネ、ユニバーサルデザイン（UD）化、住宅の長寿命化、防災対策のいずれかを目的とした、工事金額（消費税等込）10 万円以上の、住宅の修繕、改良および増改築工事

1.省エネルギー化	2.U D 化	3.住宅の長寿命化	4.防災対策
<ul style="list-style-type: none"> ・外壁、床、屋根、天井、窓ガラスの断熱化 ・高効率給湯器（エコキュート等）の設置 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・床の段差解消工事 ・引き戸への取替工事 ・トイレ、浴室、廊下、玄関等へ手すり設置 ・洋式便器への交換 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根の葺き替え工事 ・外壁の塗り替え工事 ・床、壁の張り替え工事 ・間取り変え（増・減築） ・畳の張り替え など 	<ul style="list-style-type: none"> ・家具転倒防止金具の設置 ・耐震補強工事 など
			※1～4.いずれの工事も他の掛川市補助事業等との併用はできません。

- 助成対象者 助成対象住宅に居住する者で、市税の滞納や市の各種融資制度の償還に滞納等がないこと。ただし、平成 25 年度から 30 年度において本制度を利用された世帯を除く。
- 助成対象住宅 掛川市内にある助成対象者が自ら居住する住宅（賃貸物件は対象外）。店舗等併用住宅の場合は、自己の居住の用に供する部分のみ対象。
- 施工業者 一年以上の営業実績を有する建築関連事業者で、掛川市内に本社または本店が登録されている法人および個人事業者。
- 申請手続き 以下の書類等をご準備の上、下記期間内に、受付窓口にご提出ください。
 - ①交付申請書（様式第 1 号）
 - ②事業計画書（様式第 2 号）
 - ③工事見積書または請負契約書の写し
 - ④固定資産税課税明細書（写）、家屋登記簿謄本、市建物評価証明書（写）のいずれか一つ
 - ⑤住民票（申請者分 ※マイナンバーが記載されていないもの）
 - ⑥施工前現場写真（工事予定箇所を明確に記録したもの）
 - ⑦住宅位置図（地図）
 - ⑧施工業者が市内中小企業であることを証明する書類 *詳しくは商工団体にお問合せ下さい

■申請受付 令和元年 **6 月 5 日(水)～10 日(月)**

各日とも **午前 9 時～午後 4 時** ※ただし、**6 月 9 日(日)**を除く

※申請書類（様式）は、申請受付窓口（以下の 3 ヶ所）および掛川市役所産業労働政策課（Tel21-1124）に設置しています。また、掛川商工会議所 HP からダウンロードできます。

- 受付窓口 **掛川商工会議所、掛川みなみ商工会・大須賀支所**
（問合せ先） 掛川 551-2 / Tel22-5151 大坂 2882 / Tel72-2701 西大淵 63 / Tel48-2262